公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。
令和８年１１月１０日

世田谷区

１ 業務委託の概要

（１） 件　　名　公用車運行業務委託

（２） 目　　的　世田谷区が指定する車両により、公務で赴く関係機関等への送迎及びその車両の日常の維持管理を目的とする。

（３） 委託内容　①委託車両の運行
②委託車両の整備
③委託車両の軽易な補修
④委託車両以外の公用貸出車の運行
⑤緊急対応を要する際の公用車の運行
⑥世田谷区が実施する安全運転を目的とした講習への参加・協力

（４） 委託期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
※令和１０年度及び令和１１年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する予定がある。

（５） 委託対象車両数　１１台

２ 参加資格

次の要件を満たす法人であること

（１） 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目「運搬請負」取扱品目及び区分「一般旅客自動車運送事業」又は営業種目「その他の業務委託等」取扱品目及び区分「自動車運転代行」に登録があること。

（２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

（４） 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

（５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（６） 提案業務又は類似する業務を引き続き 3 年以上営業していること。

（７） 過去 3 年間で、官公庁において公用車運行業務の受託実績を有すること。

（８）「世田谷区公用車運行業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員の構成は以下のとおりとする。

委 員 長：財務部長　田村　朋章

副委員長：経理課長　谷澤　真一郎

委　　員：秘書課長　前島　正輝

委　　員：区議会事務局次長　菊島　進

３ 提案書の提出者を選定するための基準

上記「２参加資格」を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者。

４ 提案書を特定するための評価基準

（１）経営状況に対する評価基準

①賠償責任能力

②業務実績

③社会的責任

（２）企画提案に対する評価基準

①業務に対する取り組み姿勢

②車両運行の管理

③組織管理

④緊急時の体制

⑤提案内容の妥当性

⑥資料調整能力

⑦費用対効果

⑧ヒアリング

５ 手続等

（１） 担当部課

世田谷区財務部経理課車両係

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目２１番２７号（世田谷区役所東棟地下一階）

担当者：渡邊・河原﨑

電　話：０３（５４３２）２１５６（直通）

ＦＡＸ：０３（５４３２）３０６０

（２） 説明書の交付期間及び方法

①期　間　令和８年１１月１０日（火）～令和８年１１月２４日（火）１６時まで

②方　法　世田谷区ホームページからダウンロードによる。

トップページ　検索メニュー → 区政情報 → 契約・入札情報 → 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 → その他・区政に関すること → 公用車運行業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

ページ ID：36264

（３）参加表明書及びその添付書類の提出期限、提出場所及び方法

① 期　限　令和８年１１月２４日（火）１６時必着

② 場　所　上記「（１）担当部課」に同じ

③ 方　法　直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

（４） 提案書等の提出期限及び方法

① 期　限　令和９年１月６日（水）１６時必着

② 方　法　上記（１）担当部課あて電子メールによる。メールアドレスは、参加表明書に記載のメールアドレスあてに、上記（１）担当部課からメールを送付して通知する。

６　その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 契約保証金：免除

（３） 契約書作成の要否：要

（４） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し

（５） 関連情報を入手するための照会窓口 「５（１）」に同じ

（６） 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

（７） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（８） 本案件は、提案限度額を５２，９５３，０３２円（消費税込み、時間外手当平日３４７時間分、土日祝祭日５０２時間分を含む）とする。
区との契約では予定価格２，０００万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

（９） 本件は、令和９年度予算の配当を条件として契約を締結する。
また、令和１０年度、１１年度について、本事業の予算配当がなされること、及び前年度の履行実績が良好である事を条件に、単年度ごとに随意契約をする予定がある。

(10) 詳細は説明書による。